

## 5 職員のサービスの状況

### (1) サービス規律の遵守に関する取組状況

地方公務員法では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」というサービスの根本基準が規定されています。

また、同法では、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。

サービス規律の遵守については、職員研修や文書などにより、機会あるごとに周知徹底を図り、綱紀の粛正およびサービス規律の徹底に努めています。

### (2) 職務専念義務の免除

地方公務員法第35条の規定により、職員には、法律または条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中、職務に専念する義務が課せられています。

例外的に職務専念義務が免除される場合の主な例は、次のとおりです。

法律に定めがある場合	条例に定めがある場合
○分限休職処分を受けた場合（地方公務員法） ○育児休業または部分休業をする場合（地方公務員の育児休業等に関する法律） ほか	○研修を受ける場合 ○厚生に関する計画に参加する場合 ○その他任命権者が定める場合 ・全国大会規模の各種競技会に役員、選手等として参加する場合 ほか

### (3) 営利企業等への従事制限

地方公務員法第38条の規定により、職員は、任命権者の許可を得なければ、営利企業の役員等へ就任すること、自ら営利企業を営むこと及び報酬を得て事業に従事することができません。

市では、職員から営利企業等への従事について申請があった場合には、次に掲げる基準をすべて満たしている場合に限り、これを許可しています。

- 職員の占めている職と営利企業との間に特別な利害関係またはその発生のおそれがない場合
- 営利企業に従事しても職務の遂行に支障がないと認める場合
- 地方公務員法の精神に反しないと認められる場合